

令和4年4月27日

入札説明書等に関する質問書に対する回答書

公 告 日	令和4年4月20日
入 札 件 名	特種用途自動車（交換）
質 問 事 項	
1 納入期限について	令和4年12月16日に間に合わなかった場合（コロナ禍等で遅れ）はどうなりますか。
2 車体色	シルバー系 ⇒ メテオロイドグレーメタリックの対応で宜しいでしょうか。
3 装備付属品（その他の事項 緊急自動車指定）	電子サイレン用アンプが欠品、2023年（コロナ禍の為）生産予定の為新車登録時に、緊急自動車（800ナンバー）登録ができない可能性があります。新車登録時通常（300ナンバー）登録、電子サイレン用アンプ入荷時に緊急自動車（800ナンバー）登録で変更可能でしょうか。
回 答	
1 納入期限について	<p>受注者が納入期限までに納入しなかった場合の取り扱いについては、契約書の中に定めており、第8条では、その責めに帰する理由により納入期限までに取得物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、交換差金の額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付しなければならないこと、第10条では、受注者が納入期限までに取得物品を納入しなかった場合は、発注者は契約を解除できること、第11条では、第10条の規定により契約を解除した場合、交換差金の額の100分の5に相当する金額が違約金として発生すること、第12条では、第10条の規定により契約を解除した場合において、違約金を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収することを明記しています。詳しくは、入札説明書の中に契約書（案）を掲載しておりますのでご確認ください。</p> <p>なお、契約後に発生した突発的な理由により納期までに納められなくなった場合で、受注者に責めがなくやむを得ないと認められ、かつ、本県が行う事業又は業務等に大きな支障が生じないときは、第15条に定める協議のうえ、納期を延長する場合があります。</p>
2 車体色	シルバー系のみ可とします。（メテオロイドグレーメタリックは不可）
3 装備付属品（その他の事項 緊急自動車指定）	当初から緊急自動車として使用するため、変更は不可です。